

施設使用料改定に伴う新料金のお知らせ

市民利用施設使用料の見直しに係る条例改正案が、平成 28 年第 1 回仙台市議会において可決され、スポーツ施設においても、下記のとおり改正されることとなりましたので、お知らせいたします。

■ 個人使用

(温水プールやトレーニング室, 一般公開日の競技場など, 予約をしないで利用できる施設)

平成 28 年 10 月の使用から改定後の料金が適用となります。

ただし, 平成 28 年 9 月までに購入された回数券については, 10 月以降もそのままご利用いただけます。

平成28年10月1日から施行

区分	旧	新
一般使用料	500円	580円
一般超過	250円	290円
小中使用料	200円	230円
小中超過	100円	110円
一般回数券 (11枚綴り)	5,000円	5,800円
小中回数券 (11枚綴り)	2,000円	2,300円
トワイライトパス (第一種)	3,000円	3,400円
トワイライトパス (第二種)	1,600円	1,900円
トレーニング室	300円	360円